## よくあるご質問

- Q. 旅行者は、地域共通クーポン取扱店舗であるかどうかをどのように見分けるのでしょうか?
- A. 登録後に事務局から配布するステッカーやポスターを店頭等に貼ってください。また、 公式ホームページにおいて、地域共通クーポンを使えるお店としてご紹介します。
- Q. 旅行者が800円の商品に対して、地域共通クーポン1,000円分を使って支払った場合、 どうすればよいですか?
- A. お釣りは払わないでください。なお、精算においては、地域共通クーポン額面のとおり、 事務局から取扱店舗に1,000円支払われます。
- Q. 地域共通クーポンを利用できない商品等はありますか?
- A. 日常生活における継続的な支払い、換金性の高いものの購入(ビール券、おこめ券、図書券、切手、店舗が独自に発行する商品券、プリペイドカードの購入等)などにはご利用いただけません。

詳細は、Go To トラベル事業者向けサイトの「取扱要領」や「Q&A」をご確認ください。

# 全国47都道府県の地域事務局がサポートします

## 登録申請の サポート

電話・訪問などで **登録申請のサポート**を させていただきます。

## 登録後も サポート

電話・訪問などで **精算などのサポート**を させていただきます。



こちらから地域事務局をご案内させていただきます。 その他、お困りの場合はお気軽にお問い合せください。

●お問い合わせ先

Go To トラベル事務局コールセンター (受付時間10時~19時、※年中無休)

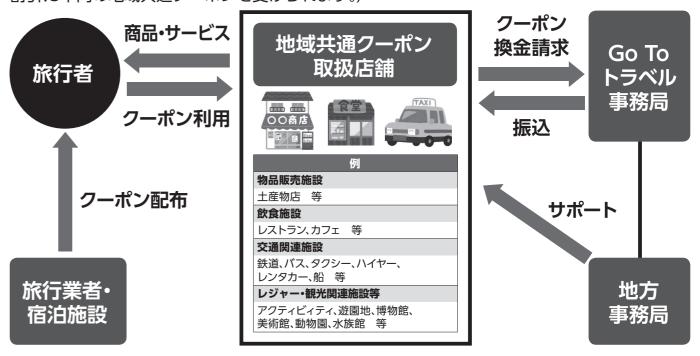
0570-017-345 03-6747-3986



# 「Go To トラベル事業」 地域共通クーポン取扱店舗登録のご案内

## Go To トラベルとは

Go To トラベルとは、宿泊・日帰り国内旅行の代金総額の1/2相当額(1人1泊あたり2万円が上限)を国が支援する事業です。支援額の内、70%は旅行代金の割引、30%は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。(例えば、2万円の旅行商品であれば、7千円の旅行代金の割引、3千円の地域共通クーポンを受けられます。)



# 地域共通クーポンとは

旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って、Go To トラベル事務局の 登録を受けた地域共通クーポン取扱店舗で使用できるクーポンです。

●1枚1,000円単位で発行する商品券で、お釣りは出ません。

1.紙クーポン

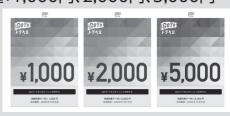
●事務局で発行し、旅行者が旅行・宿泊商品を購入した**旅行業者**や宿泊事業者より配布していただきます。

地域共通クーポンは紙クーポンと電子クーポンの2種類ございます。 取り扱うクーポンはお選びいただけます。(両方お選びいただくこともできます)



#### 2.電子クーポン

券種:1.000円、2.000円、5.000円



電子クーポン取扱の準備は、登録完了後に提供されるQRコートを置くのみ。一定の通信環境下では、特段の設備は不要です。

# クーポン取扱店舗として Go To トラベルに参加して観光を盛り上げましょう!!

# 登録から精算までの流れ

# 地域事務局がサポートいたします!

手順 1

### 取扱店舗登録申請

オンラインでも郵便でも登録申請いただけます!

手順 つ

#### マニュアル・スターターキットの受け取り

スターターキットには、ポスター、ステッカー等が入っています。

手順

#### ポスター掲示等の事前準備

業種別感染症対策ガイドラインの遵守を宣言するポスターを掲示していただきます。

手順

## 店頭等に掲示したポスターの写真を事務局へ提出

郵送料の負担なし!ホームページからもご提出いただけます。

#### 地域共通クーポン取扱開始

利用エリア、有効期間等をご確認ください!

手順

## 受け取った紙クーポンの換金請求

締め日は月2回。受け取った紙クーポンと必要書類をお送りいただくだけ! 郵送料の負担なし!(電子クーポンはクーポン利用をもって自動的に換金請求されます)

手順

#### 事務局より登録口座へ振込

締め日から30日以内に、指定の口座へ振り込みます。



#### 申請方法

- ●申請は、4つの様式 (①登録申請書、②登録希望店舗リスト、③参加同意書、 ④□座確認書) にご記入いただき、⑤□座情報が確認できる書類 (通帳の写 し等)、⑥国内で事業を行っていることの公的証明書類 (確定申告書、納税証 明書等) を添付して、提出いただきます。
- ●オンライン申請・様式のダウンロードは下記アドレスまたはQRコードから↓ https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/
- ●郵送での申請をご希望で、申請書類の様式が必要な場合は、 Go To トラベル事務局コールセンターへご連絡ください。

#### 地域共通クーポンを受け取る時の主な注意事項

- ●利用エリア内であること、有効期間内であることをご確認ください。 利用エリア又は有効期間の記載がない場合は換金できません。
- ●紙クーポン券が切り離されていないかをご確認ください。
- ●紙クーポンには、偽造防止加工が施されています。受け取る前に偽造等されていないかをご確認ください。必要に応じて紙クーポンの見本券と比較してください。
- ●電子クーポンは、利用済み画面で、利用店舗名・利用日時・クーポン金額 をご確認ください。

#### 主な参加条件

- ●感染症拡大防止策に係る以下の責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底 する者であること。
  - ・業種別感染症対策ガイドラインを遵守すること。
  - ・ガイドラインを遵守している旨をポスターに記入し店頭などの旅行者から 見えやすい場所に掲示する等により対外的に公表すること。
  - ・行政からの要請(営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。
  - ・従業員や旅行者等に感染症が出たことを把握した場合、その状況を遅滞 なく事務局に報告すること。
  - ・その他、観光庁が実施する感染症対策等に協力すること。
- ●Go To Eat事業の対象となる「飲食店」については、同事業の登録を受けていること。